

文教常任委員会行政視察（概要）

1 視察日

令和5年5月11日（木）～12日（金）

2 視察項目（視察都市）

- ・三豊市立高瀬中学校における夜間学級の「不登校特例校」指定について（三豊市）
- ・丸亀市文化芸術基本条例について（丸亀市）

3 参加委員

委員長：福丸 孝之、副委員長：青木 順子

委員：大嶺さやか、西本 睦子、山下 慶喜、桂 睦子、長谷川 浩

4 調査概要

三豊市では、「だれ一人置き去りにしない、生徒が主役の多様性を尊重する、夜間中学校」という設置方針のもと、令和4年4月14日に、香川県で初めての夜間学級を設置した。三豊市の夜間中学校の特徴は、全国で初めて夜間中学で大人の生徒と学齢期の生徒と一緒に授業を受けるということである。学齢期の受け入れについては、令和4年3月に全国で初めて、不登校生徒を対象とする特別の教育課程を編成して夜間に教育を実施する指定を受けた。



丸亀市では、平成17年に県内初の丸亀市文化振興条例を制定し、平成29年に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正されたことを受け、社会の状況が著しく変化する中で、総合的な文化施策の展開が一層求められていることを考慮し、この法改正の趣旨に沿って条例改正を行った。特に意識した項目としては、「文化芸術により生み出される様々な価値を活かして」を前文に入れ、「文化芸術を〇〇」から「文化芸術で〇〇」を定義した。

5 委員長所感

三豊市の夜間中学校では、だれ一人置き去りにしないという方針が、本市が掲げている一人も見捨てない教育と全く同じ考えであり、理念と行動が一致する取り組みとして見習うべきと感じた。また、現代社会では、起立性調節障害などの児童生徒が増加傾向にあり、学習意欲のあるこの様な生徒達の教育機会の確保のためにも、見習うべきものがあると感じた。

丸亀市では条例改正にあたって、文化芸術政策を通じて「誰一人孤立させない」社会を作るという理念には大変共感をすると共に、とても重要な視点だと感心した。また、文化芸術をどうするかではなく、文化芸術でまちをどうするのか、どうしたいのかということをお大切にすると意識は本質的でとても大切な考え方であると感じた。